契約の申出方法の変更について

（建設部建設管理課）

事前登録で、入札ごとの申出書の提出が不要になります!!

北海道では、令和５年11月以降、電子契約手続きが可能となり、現在、建設工事や建設工事に係る委託業務について、入札に参加するすべての事業者の方から「契約に関する申出書」を提出していただいているところです。

一方、電子契約の利用率については、導入以降、高水準で推移しており、利用者のより一層の書類の簡素化を図るため、令和７年４月以降の入札から次のとおり契約の申出方法について一部変更します。

＜令和７年４月以降の契約方法申出の流れ＞

①令和７・８年度 入札参加資格審査申請時

（令和６年12月10日～）

共同審査システムから
契約締結権限者と契約担当者の
・氏名
・メールアドレス
の事前登録が可能です。
※登録は任意です。

資格の有効期間中(R7.4.1～)は登録内容の変更や、資格審査後の新規登録も可能です。

登録はこちらから：https://www.hoctec.info/kyoshin/

②入札時（入札金額入力時）

（令和７年４月１日～）

電子入札システム上で次のいずれかの契約方法を選択してください。

(1) 電子契約（事前登録）

※事前登録をしていない事業者の方は、選択できません。

(2) 電子契約（申出書）

※申出書の提出が必要です。

※事前登録とは異なる担当者の場合、(2)を選択してください。

(3) 紙契約

③契約締結時

電子契約システムを利用し、事前登録した氏名、アドレスに契約書データを送付します。

電子契約システムを利用し、申出書に記載の氏名、アドレスに契約書データを送付します。

紙契約書により契約手続きを行います。

契約の申出方法の変更について

(2/2)

（建設部建設管理課）

①＜事前登録画面＞
12月10日の定期審査申請開始日から登録可能です。

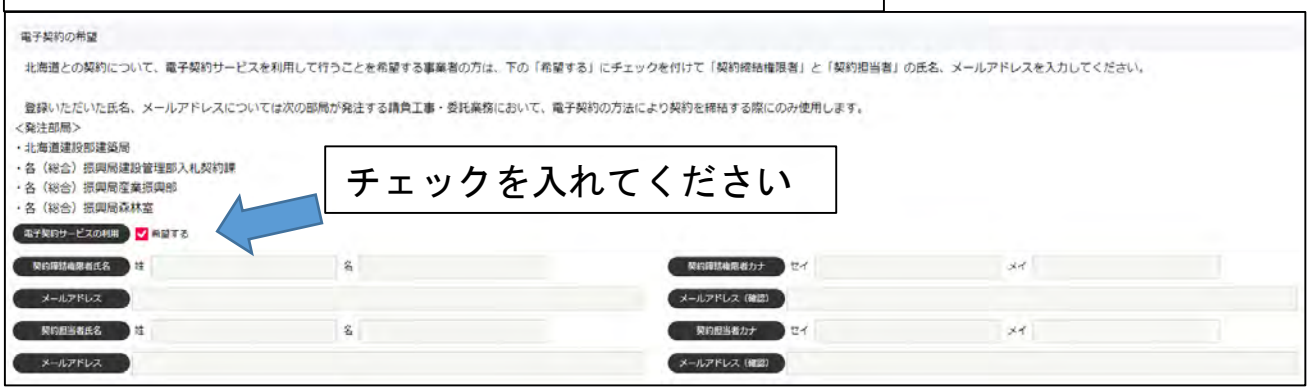

②＜電子契約用資料登録画面イメージ＞
令和７年４月から運用開始予定です。
※現在開発中のため変更となる可能性があります。

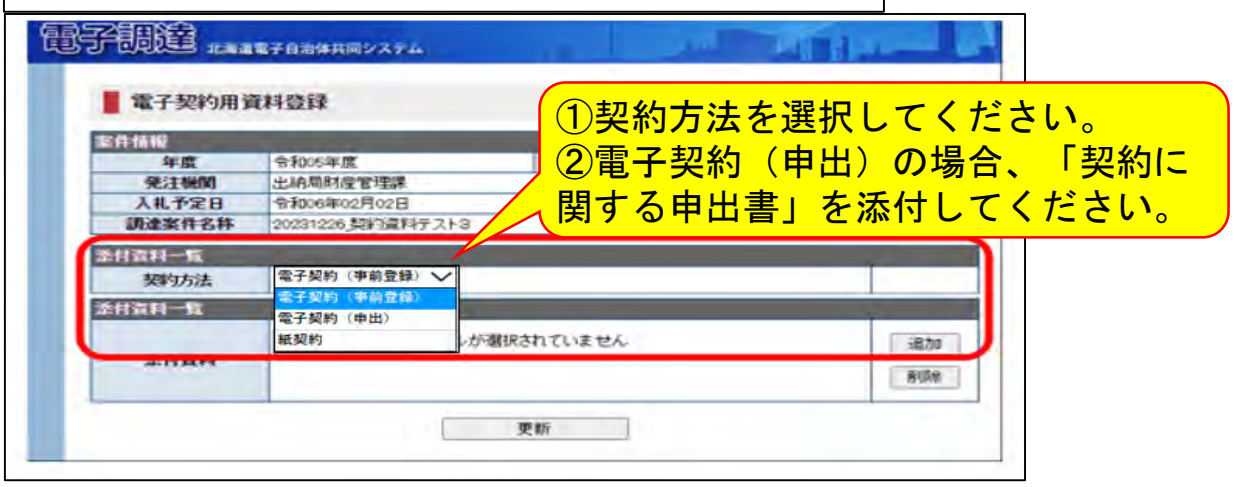

◇注意事項

1. 事前登録の情報の変更は共同審査システムによりいつでも手続きを行うことができますが、手続きを行ってから変更内容が反映されるまで10日程度要します。電子により契約中の案件がある場合、又は、近日中に入札があり、電子契約を希望する場合は、必ず、発注者へ直接ご連絡ください。
2. 入札時に「電子契約（申出書）」選択した場合は、必ず契約に関する申出書を添付してください。
3. 入札時に契約方法を選択いただかなかった場合、落札後に別途申出書を提出いただくことになりますので、事務簡素化のためにも必ず選択いただきますようご協力のほどお願い申し上げます。